

国及び兵庫県に対し給付制奨学金の創設を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構が所管する大学生等への奨学金制度は、いずれも貸与型の奨学金で、無利息の第1種と上限3%の利子付きの第2種がある。奨学金を利用している約4割の学生が同機構の奨学金制度を利用しており、平成24年度の貸与実績は、第1種が約40万2,000人、第2種が91万7,000人となっている。

しかしながら、近年、第1種、第2種とも貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学等を卒業しても奨学金の返還ができず、たとえ返還ができていても貯蓄にまで手が回らず結婚を先延ばしにする例もあるなど、生活に苦しむ若者が急増しており、24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返済額は過去最高の約925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、延滞金の減免、減額返還などの制度を設けるとともに、平成24年度からは「所得連動返還型無利子制度」を導入している。しかし、これらの救済制度は要件が厳しく、通常の返還猶予期間の上限が5年間であったり、精神障害による具体的な免除基準が示されていなかったりといった、さまざまな制限があるなどの問題点が指摘されている。

よって、国におかれては、大学生等が安心して学業に専念できる環境を作るため、無利息奨学金を拡充し、返還猶予期間の上限や所得制限の緩和など救済措置を実態に合わせて見直すとともに、早急に給付型奨学金の創設を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

兵庫県南あわじ市議会議長 小 島 一

意見書提出先

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| ◎衆議院議長
〒100-0014 | 伊 吹 文 明
東京都千代田区永田町 1-7-1 |
| ◎参議院議長
〒100-0014 | 山 崎 正 昭
東京都千代田区永田町 1-7-1 |
| ◎内閣総理大臣
〒100-8914 | 安 倍 晋 三
東京都千代田区永田町 1-6-1 |
| ◎内閣官房長官
〒100-8968 | 菅 義 偉
東京都千代田区永田町 1-6-1 |
| ◎総務大臣
〒100-8926 | 高 市 早 苗
東京都千代田区霞が関 2-1-2 |
| ◎財務大臣
〒100-8940 | 麻 生 太 郎
東京都千代田区霞が関 3-1-1 |
| ◎文部科学大臣
〒100-8959 | 下 村 博 文
東京都千代田区霞が関 3-2-2 |
| ◎兵庫県知事
〒650-8567 | 井 戸 敏 三
兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 |